

Q 所得はありません。申告しないとどうなりますか？

A 行政サービスが円滑に行えない場合があります。

Q 申告(提出)の方法がわかりません。

A 申告書を記入し郵送または申告会場で提出します。



New

今年度より  
収入0円申告はスマホでも出来ます！

○対象者

令和6年1月1日に那覇市にお住まいの方で、以下の全てに該当する方

- (1) 令和5年中に収入がなかった(0円)方
- (2) 扶養等の申告が不要な方
- (3) マイナンバーカードをお持ちの方

那覇市公式ホームページ

○必要なもの

- (1) スマートフォン
- (2) マイナンバーカード



○事前準備

- (1) 那覇市オンライン申請システムへの利用者登録
- (2) マイナンバー認証アプリ(TKCTASKポータル)のダウンロード

# 前年中に所得がなかった人 (収入0円申告)申告書記入例

※3月15日までに同封の郵送用封筒に切手を貼って郵送  
もしくは申告会場での提出をお願いいたします。

## 記入例

令和6年度(令和5年収入分)  
県民税 兼 国民健康保険税申告書

電話番号、職業、個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

那覇市の住所	那覇市	フルネームで氏名をご記入ください。	電話番号 ※必ず記入してください	098-867-0111	
受付印	現在の住所	那覇市	勤務先 または 職業・業種	無職	
フリガナ	氏名	那覇 花子	個人番号 (マイナンバー)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2	
生年月日	昭和30年5月15日	代理委任申告状	住所	氏名	
1 所得がなかった人は、(1)から(4)のいずれかに該当する生活費用の状況を記入して下さい。		(1) 下記の人から扶養または援助を受けていた。 住所 那覇市泉崎1丁目1番1 氏名 那覇 太郎 続柄 夫	(2) 遺族年金 障害年金 雇用保険を受給していた。	(3) 生活保護による生活扶助を受けていた。 年 月から 年 月まで	(4) その他(生活費用の状況)

所得がなかった人(または、遺族年金などの非課税の収入のみの人)は、上記(1)から(4)のいずれかにご記入ください。  
(4)に該当する人は生活費用の状況をご記入ください。

扶養 氏名 352 1234567 生年月日 昭和31年6月16日 (同居)別居		個人番号(マイナンバー)		老人扶養 該当 身・精・療 級・特・普	
配偶者	有	無	配偶者の合計所得	173	配特 該当
扶養	氏名	生年月日	続柄	該当事項に○	
	367 1357924	平成3年3月13日	子	少・特・老 (同居)別居	
配偶者	有	無	個人番号(マイナンバー)		
配偶	382			少・特・老 (同居)別居	

収入がなかった人は、所得合計欄へ「0(ゼロ)」とご記入ください。

一時特別控除額	120
所得合計	0
雑損控除	
医療費控除	

扶養している人がいる場合は「有」、いない場合は「無」を○印してください。

## ★ 来場する方へ申告予約のご案内 ★

- 申告会場では、予約をした方から優先的にご案内しております。
- 申告の予約をすると、待ち時間が短くスムーズにご案内できますのでぜひご活用ください。

QRコードは  
こちら



ホームページにて混雑状況もリアルタイムでご確認できます！

電話予約は  
こちら



企画財務部 市民税課 直通電話：098-861-3328

※ 申告期間中は、お電話が繋がりにくい状況となっております。ご予約はなるべく市民税課ホームページからお願いします。

★郵送による申告も可能です。記入漏れや資料不備のないようご注意ください。郵送用封筒は切手を貼付のうえご使用ください。

お知らせ

## 令和6年度から森林環境税が導入されます

令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境税が課税されます。

市民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税され、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県や市町村へ譲与されます。

また、平成26年度より東日本大震災復興基本法に基づき臨時的な税制上の措置として市民税・県民税に年額1,000円を加算してご負担いただいている復興特別税は、令和5年度で終了します。

